

北海道告示第10450号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号の規定に基づく食品衛生監視員の養成施設として、次のとおり登録した。

平成31年 3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 登録養成施設の名称及び所在地

北海道医療大学医療技術学部臨床検査学科食品衛生コース

北海道札幌市北区あいの里2条5丁目

2 登録養成施設の設置者

学校法人東日本学園

北海道石狩郡当別町金沢1757番地

3 登録年月日

平成31年3月28日

4 適用開始時期

平成31年4月以降の入学者の養成について適用する。